

# 避難所運営マニュアル

(新型コロナウイルス等感染症対策編)



令和2年10月

徳島市

## はじめに

新型コロナウイルス感染症の拡大が続く中、治療薬やワクチンが開発されるまでは、「ウイルスとの共存」を前提に社会生活を営んでいく必要があります。

このような中、災害が発生し、避難所を開設、運営するに当たっては、密閉・密集・密接の3つの密を避ける等、新型コロナウイルス感染症対策を徹底する必要があります。そのため、現行の「避難所運営マニュアル（平成29年10月改訂）」を補完する、「新型コロナウイルス等感染症対策編」を新たに作成しました。

各地区におかれては、本マニュアルを踏まえ、地域の実情に応じて新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営に努めていただきますようお願いいたします。

## それぞれの役割

### 【徳島市職員】

災害対策連絡所派遣職員、避難拠点初動要員、避難対策部避難所運営班が中心となって、徳島市災害対策本部からの指示により、各指定避難所に派遣され、避難所の開設、運営に当たるとともに、避難所における感染症対策の主導的役割を担います。

### 【地域団体（避難所運営協議会、自主防災組織、コミュニティ協議会等）】

事前に定めた避難所運営マニュアルやルールにより、避難所の開設や運営、避難者の受け入れに当たるとともに、市担当者と協力して、避難所における感染症対策を他の避難者に率先して行います。避難所運営協議会が主体となった運営に移行した後は、保健・衛生班が中心となって、感染症対策を実施します。

### 【施設管理者・職員】

避難所内の一般避難者スペースや発熱者等専用スペースを設置する際など、施設の開設及び活用に関することを中心に避難所運営の支援を行います。

### 【避難者】

避難所での人の密集を避けるため、分散避難を予め検討するとともに、避難所へ避難する際は、各自感染症対策物品を持参します。避難所へ避難した後は、市担当者、地域団体の指示に従い、避難所における感染症対策に協力します。

# 本 編 目 次

<b>第1章 事前対策</b> .....	P. 1
<b>1 徳島市の事前対策</b> .....	P. 1
(1) 市民への周知・啓発 .....	P. 1
(2) 指定避難所への感染症対策物品の追加配備 .....	P. 3
(3) 避難所収容人員の減員及び避難所の拡充 .....	P. 3
(4) 避難所運営マニュアル(新型コロナウイルス等感染症対策編)の策定 .....	P. 4
(5) 保健所・医療機関等との連携 .....	P. 4
<b>2 各地区における事前対策</b> .....	P. 5
(1) 避難所の使用方法及び部屋割りの事前検討 .....	P. 5
(2) 避難所感染症対策物品の事前確認 .....	P. 9
(3) 研修会及び避難所開設・運営訓練の実施 .....	P. 10
<b>第2章 初動期の対応</b> .....	P. 11
<b>1 避難所開設準備</b> .....	P. 11
(1) 市職員・施設管理者自身の健康チェック.....	P. 11
(2) 避難所感染症対策物品の準備 .....	P. 11
(3) 「一般避難者スペース」・「発熱者等専用スペース」の準備 .....	P. 11
(4) 「入所受付」の準備 .....	P. 12
(5) 避難所開設・受付担当者の感染防護具の着装 .....	P. 13
(6) 案内・注意喚起チラシの掲示 .....	P. 14
<b>2 避難所開設</b> .....	P. 15
(1) 入所受付.....	P. 15
(2) 入所受付で発熱・体調不良者が発生した場合の対応 .....	P. 17
(3) 避難者名簿の記入～避難者名簿の受付.....	P. 17
(4) 避難者数の管理 .....	P. 19
<b>第3章 初動期以降の対応</b> .....	P. 20
<b>1 「一般避難者スペース」における運営の留意点</b> .....	P. 20
(1) 避難所全体の感染症対策 .....	P. 20
(2) 避難者各々の感染症対策.....	P. 22
<b>2 「発熱者等専用スペース」における運営の留意点</b> .....	P. 23
<b>3 避難者から感染者が出た場合の対応</b> .....	P. 24
<b>4 人権保護の推進</b> .....	P. 24
<b>5 車中泊避難者への対応</b> .....	P. 25
<b>6 避難所の閉鎖に向けて</b> .....	P. 25
(1) 区画割りの見直し .....	P. 25
(2) 避難所施設の清掃・消毒.....	P. 25
<b>様式・資料集</b> .....	P. 27



## 第1章 事前対策

### 1 徳島市の事前対策

#### (1) 市民への周知・啓発

新型コロナウイルス感染症禍における災害時の避難行動について、次の①～⑤のとおり徳島市ホームページ、広報とくしま等で周知・啓発を実施しています。

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、適切な避難行動をとりましょう

新型コロナウイルス感染症が収束しない中でも、  
災害時には、**危険な場所にいる人は  
避難することが原則**です。

### 知っておくべき5つのポイント

- ① 避難とは[難]を[避]けること。  
安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要はありません。
- ② 避難先は、コミュニティセンター・小中学校ではありません。安全な親戚・知人宅に避難することも考えてみましょう。
- ③ マスク・消毒液・体温計が不足しています。できるだけ自ら持参して下さい。
- ④ 徳島市が指定する避難場所、避難所が変更・増設されている可能性があります。災害時には徳島市ホームページ等で確認して下さい。
- ⑤ 豪雨時の屋外の移動は車も含め危険です。やむをえず車中泊をする場合は、周囲の状況等を十分確認して下さい。



## ① 避難の必要性を検討

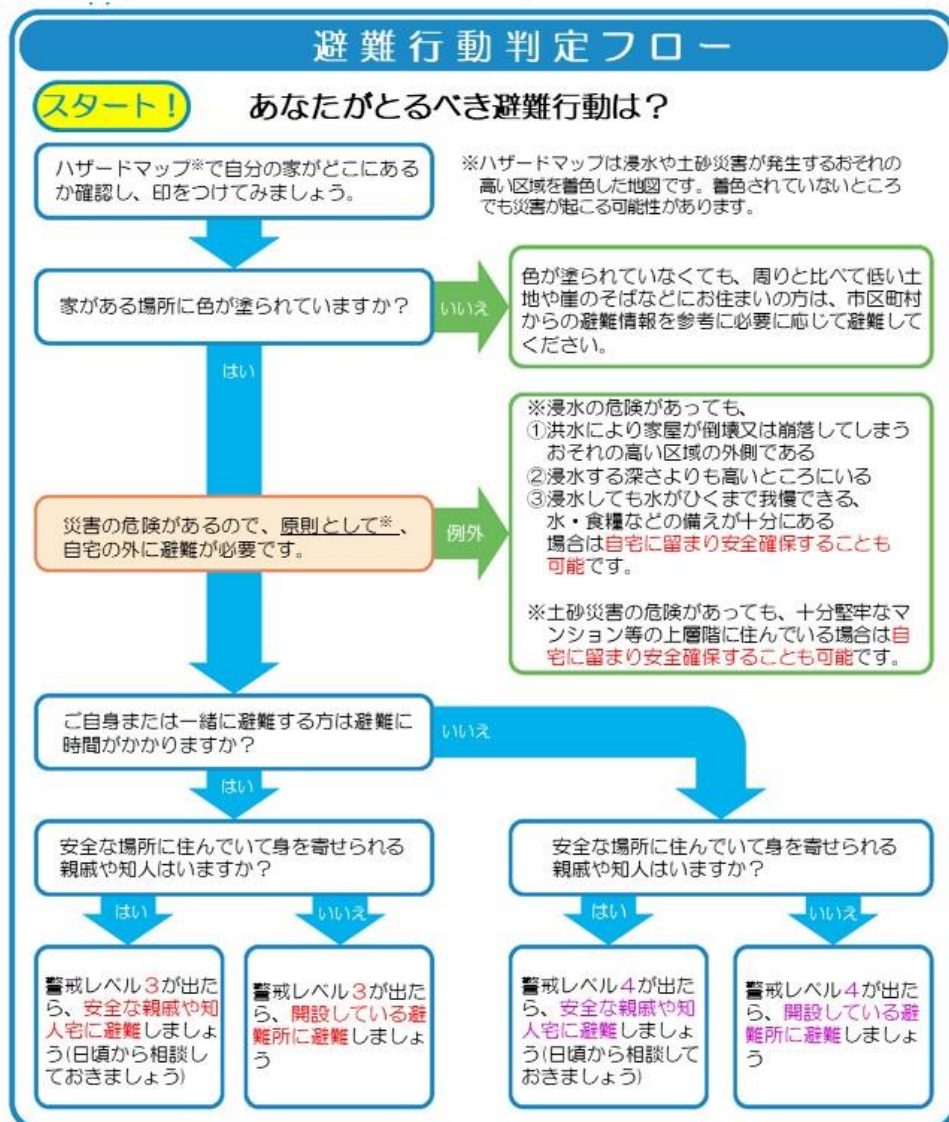
避難とは、「難」を「避」けること、つまり安全を確保することであり、まずはハザードマップで自宅の各種災害の危険性を確認し、「避難行動判定フロー」に沿って避難の必要性を事前に検討する。危険な地域に住む人はためらわずに避難、安全が確保できるなら、在宅避難（垂直避難を含む。）も検討する。

今のうちに、  
自宅が安全かどうかを  
確認しましょう！



ハザードマップ

検索



## ② 分散避難を検討

避難所が密になることによる感染リスクが高まることを防ぐため、コミュニティセンター、公立学校等の指定避難所以外への分散避難も検討する。(親戚・知人宅等)

## ③ 避難時は、各自で感染症対策物品を持参

非常持出袋の内容を見直し、感染予防に必要なマスク、消毒液、体温計を追加する。

## ④ 避難する前に避難場所、避難所を確認

市が指定する避難場所、避難所が変更・増設されている可能性があるため、避難する前に市ホームページ等で確認する。

## ⑤ 車中泊について

豪雨時の屋外の移動は、車での移動も含めて危険である。やむを得ず、車中泊をする場合は、周囲の状況等を十分確認するとともに、熱中症・エコノミークラス症候群に注意する。

## (2) 指定避難所への感染症対策物品の追加配備

指定避難所に、感染症対策に必要な資器材、物資等を追加配備しています。

(資料1「避難所感染症対策物品リスト」参照)

## (3) 避難所収容人員の減員及び避難所の拡充

避難所における3密化を防止するため、次のとおり対策を講じています。

- 各指定避難所の収容人数を従来の半数に減員する。
- 避難者数に対してスペースが不足すると予想される場合は、早期に指定避難所を追加開設する。
- 指定避難所のみで対応が困難な場合は、補助避難所を開設する。
- 新たにホテル等宿泊施設と「災害時における宿泊施設の提供等に関する協定」を締結し、補助避難所を拡充した。

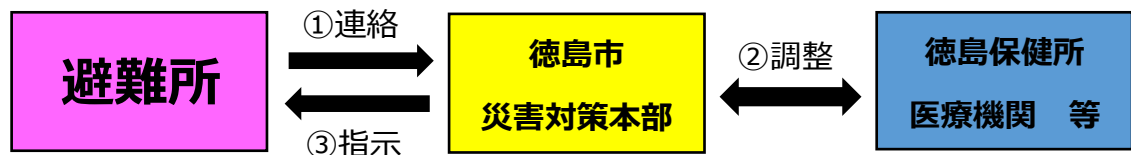
#### (4) 避難所運営マニュアル（新型コロナウイルス等感染症対策編）の策定

避難所における感染拡大を防止するため、本マニュアルを策定し、次のとおり対策を講じます。

- 避難所運営スタッフの体調確認と感染防護具の着装を徹底する。
- 「入所受付」において体温測定、健康状態チェックを実施する。
- 「一般避難者スペース」とは別に「発熱者等専用スペース」を確保し、発熱・体調不良者と他の避難者を分離し、感染拡大を予防する。
- 避難スペース内のレイアウトを見直し、ソーシャルディスタンスを確保する。
- 「一般避難者スペース」・「発熱者等専用スペース」それぞれで、新しい生活様式に準じた基本的な感染症対策を徹底する。
- 避難所全体で定期的な体温測定・体調確認を行い、避難者の健康管理を実施する。

#### (5) 保健所・医療機関等との連携

避難所に新型コロナウイルスへの感染が疑われる方が避難してきた場合、避難所内で新型コロナウイルスの感染者が発生した場合の対応については、市災害対策本部が徳島保健所、医療機関等と調整を図り、各避難所に指示することとします。





## 2 各地区における事前対策

### (1) 避難所の使用方法及び部屋割りの事前検討

事前に施設管理者と協議し、避難所の使用方法及び部屋割りを検討します。

(P. 6「避難所使用方法及び部屋割り(例)」参照)

#### ① 入所受付

避難者の体温測定、健康状態チェック、「一般避難者スペース」・「発熱者等専用スペース」の割り振り等を実施する入所受付の設置場所を検討します。

- 入所受付は、感染の疑いのある避難者を早期発見し、他の避難者と分離する役割を果たす重要な水際対策であることに留意する。
- 設置場所は、避難所入口の外で屋根がある場所が望ましい。
- コミュニティセンターについては正面出入口前、公立学校等の場合は体育館の正面出入口前、体育館に接続する廊下等を設置場所の候補として検討する。

#### ② 「一般避難者スペース」と「発熱者等専用スペース」

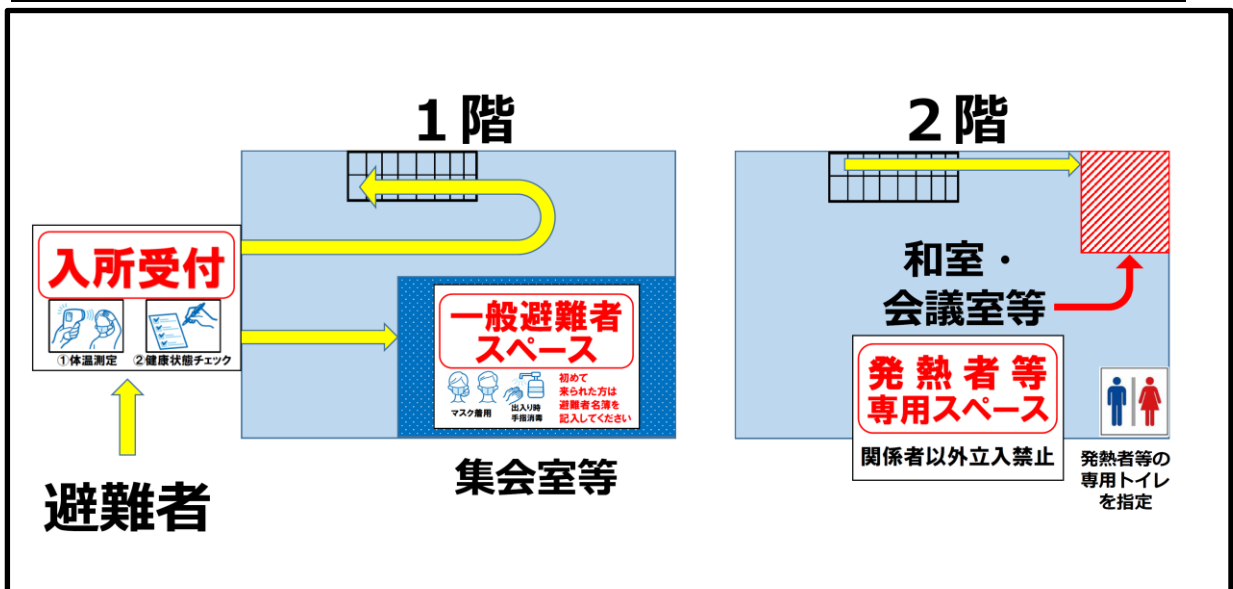
一般避難者用の「一般避難者スペース」と発熱等体調不良の方の「発熱者等専用スペース」に分けて避難スペースを確保することを検討します。

- 「一般避難者スペース」は最も広い部屋とし、コミュニティセンターについては集会室、公立学校については体育館のメインアリーナを基本とする。
- 「発熱者等専用スペース」は換気が十分にできる個室とし、コミュニティセンターについては和室や会議室、公立学校については特別教室等を検討する。
- 入所受付から「一般避難者スペース」及び「発熱者等専用スペース」への動線については、可能な範囲で交差を避け、一方通行となるように検討する。
- 可能であれば、「発熱者等専用スペース」には、専用トイレを確保することが望ましい。

## 【避難所使用方法及び部屋割り（例）】

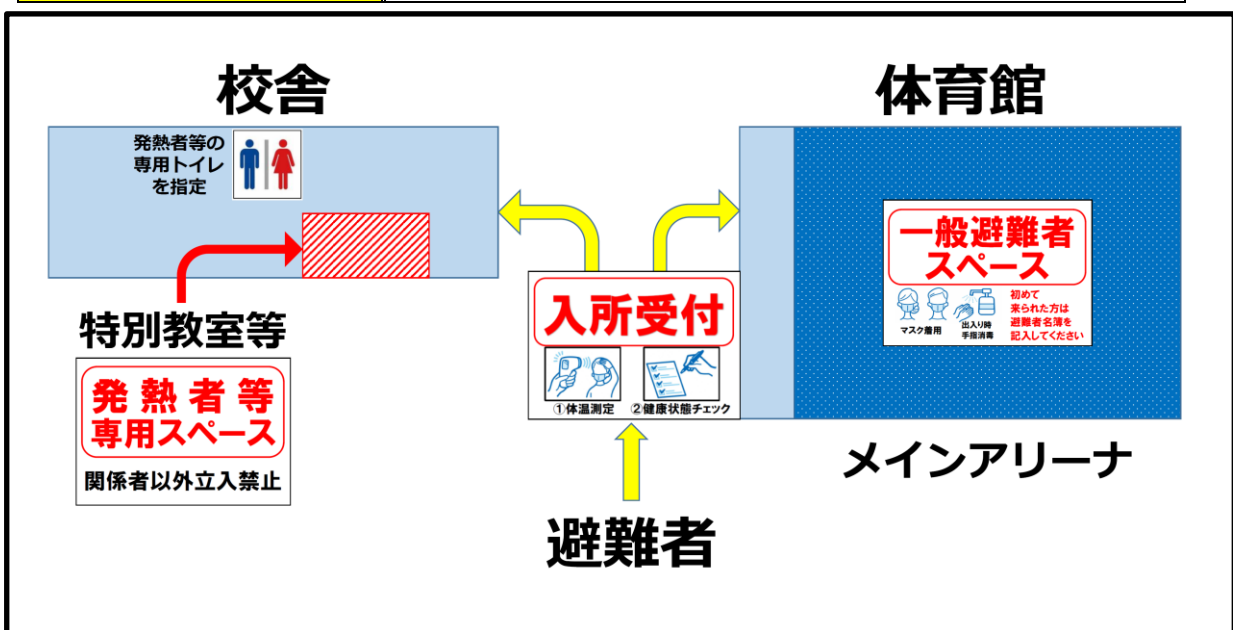
### ●コミュニティセンター等

入所受付	正面出入口前
一般避難者スペース	集会室等
発熱者等専用スペース	和室、会議室等



### ●公立学校等

入所受付	体育館の正面出入口前、体育館に接続する廊下等
一般避難者スペース	体育館のメインアリーナ
発熱者等専用スペース	校舎の特別教室等



### ③ 一般避難者スペース内のレイアウト

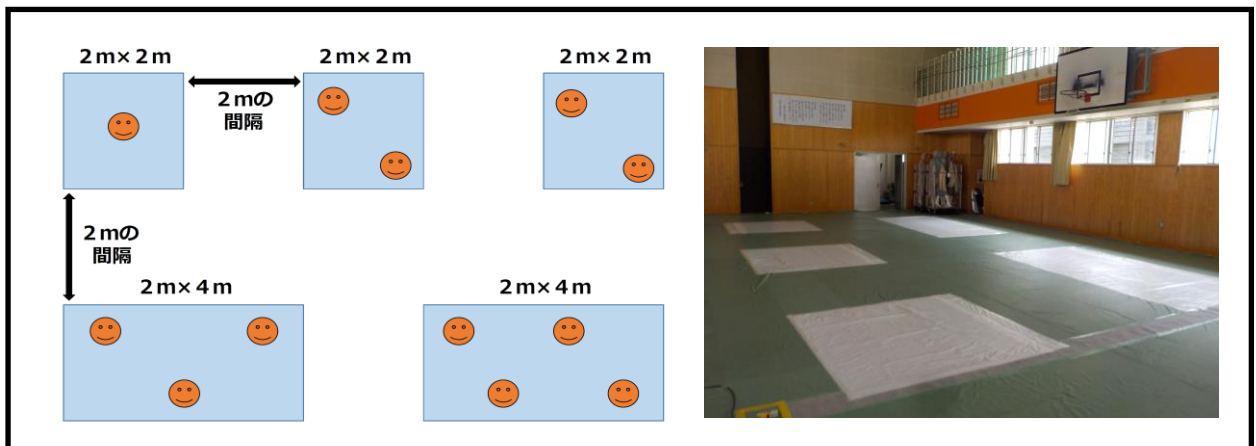
3密にならないようなレイアウトを検討します。

(P. 8「一般避難者スペースのレイアウト(例)」参照)

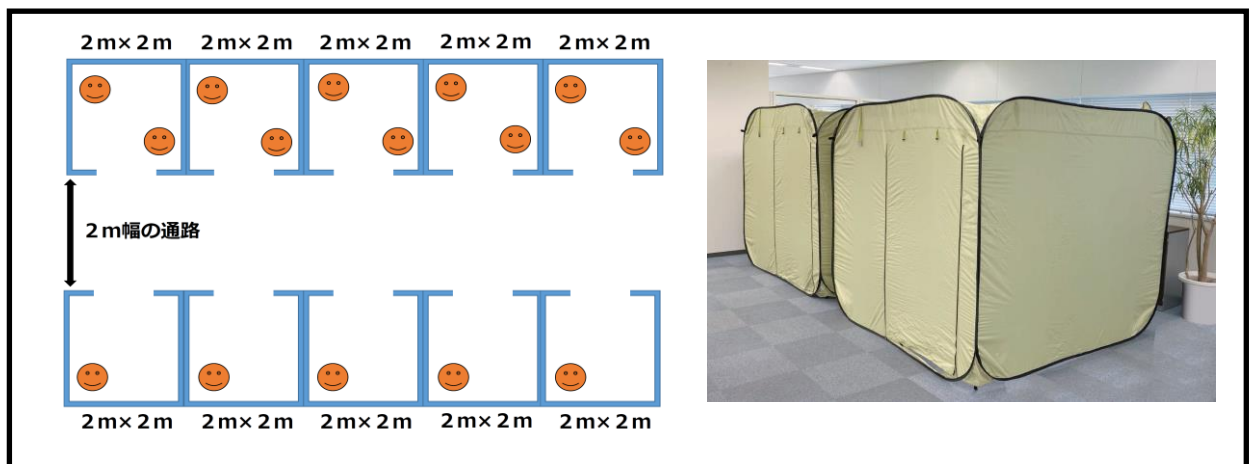
- 避難者1人当たりの占有面積が最低でも1人あたり2㎡以上となるよう、世帯ごとに区画する。  
<例> 2m×2m (1～2人)・2m×4m (3～4人)・2m×6m (5人以上)
- 床に養生テープ、ブルーシート等を使用して区画する場合は、区画相互に2mの間隔を空ける。
- パーティションを使用して区画する場合は、幅2mの通路部分を設け、パーティションの入口を通路側に向け、間隔を空けずに並べる。
- 感染リスクの高い高齢者、基礎疾患を有する人、障害者、妊産婦等が一般避難者スペースを使用する場合は、パーティションで仕切られた区画を優先的に割り当てる等の配慮が望ましい。

#### 【区画方法ごとのレイアウト】

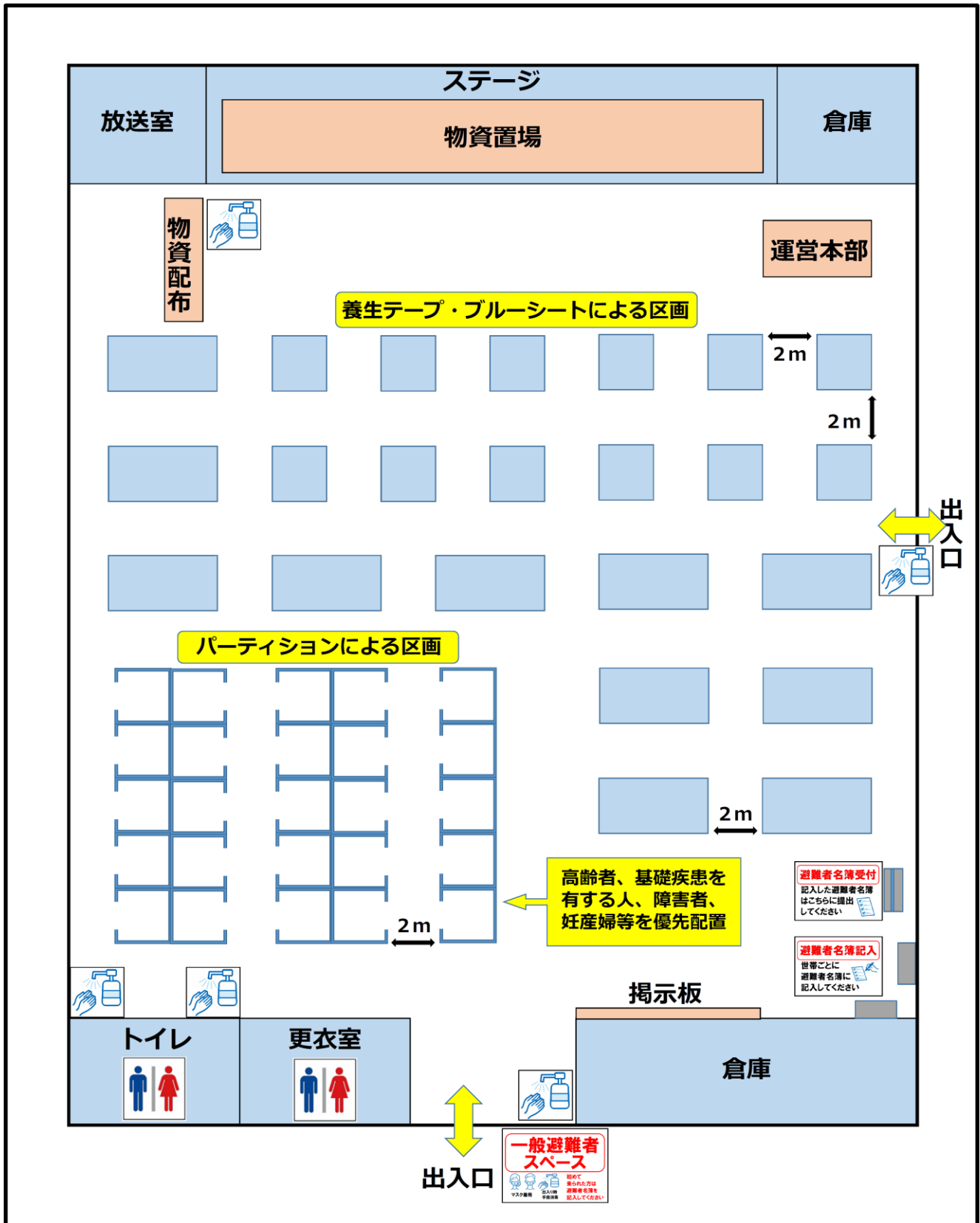
##### ●床に養生テープ、ブルーシート等を使用して区画する場合



##### ●パーティションを使用して区画する場合



【一般避難者スペースのレイアウト（例）】

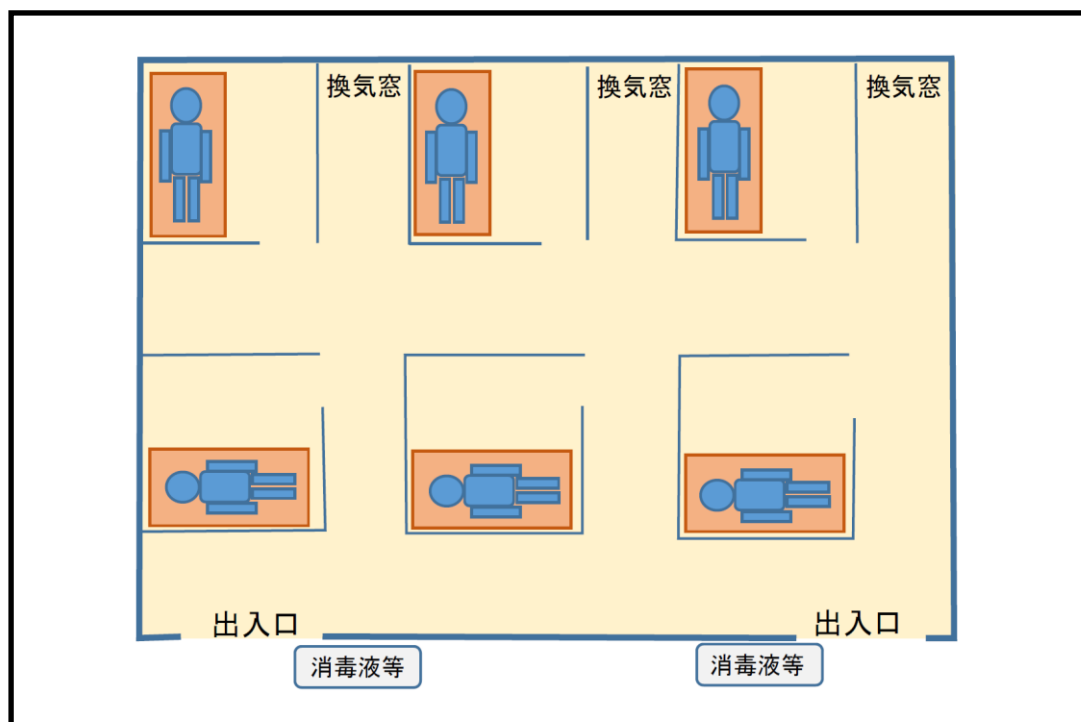


#### ④ 発熱者等専用スペース内のレイアウト

可能な限り避難者相互の距離を確保し、分離するレイアウトを検討します。

- パーティションを使用して、可能な限り各々の滞在スペースを個室化する。
- パーティションを部屋の対角に配置する等、可能な限り避難者相互の距離を確保する。
- パーティションで窓を塞がないよう注意し、換気が十分にできる配置とする。

#### 【発熱者等専用スペースのレイアウト（例）】



#### (2) 避難所感染症対策物品の事前確認

市が追加配備した避難所感染症対策物品の所在、数量、取扱要領等を事前に確認するとともに、物品の取扱訓練を実施して下さい。

(資料1「避難所感染症対策物品リスト」参照)



### (3) 研修会及び避難所開設・運営訓練の実施

本マニュアルを参考に、避難所における新型コロナウイルス感染症対策の研修会や避難所開設・運営訓練を実施して下さい。

本マニュアル、研修会、避難所開設・運営訓練に関するご質問及びご相談は、徳島市危機管理局防災対策課（621-5527）までお願いします。

#### 【研修会・訓練の具体例】

- 基本的な感染症対策等の知識の習得
- 地区にある避難所の使用方法・部屋割りの要領
- 一般避難者スペースの内のレイアウトの要領
- 感染防護具の着装・離脱要領
- 入所受付の設置・避難者受入要領
- 避難者名簿記入・受付の設置・避難者割り振り要領
- 発熱者が避難してきた場合の対応要領
- 発熱者等専用スペースにおける発熱者等への対応要領
- パーティションの設営・収納要領
- 感染症に配慮した物資配布要領
- 感染症に配慮したごみ処理要領
- 消毒液の作成要領・避難所施設の消毒要領

## 第2章 初動期の対応

### 1 避難所開設準備

#### (1) 市職員・施設管理者自身の健康チェック

万が一避難所開設や運営に当たる市職員及び施設管理者が新型コロナウイルスに感染していた場合、多くの避難者に感染を広げてしまう可能性があります。

必ず参集前に検温するとともに、以下に該当する場合は参集を控え、他の担当者や代わりの人に業務を依頼して下さい。

- 発熱がある、又は微熱が続く場合
- 咳やくしゃみ、喉の痛み、呼吸苦、全身倦怠感等の症状がある場合
- 嘔吐、吐き気、下痢の症状がある場合
- 味覚・嗅覚に異常を感じる場合

#### (2) 避難所感染症対策物品の準備

市及び各地区で備蓄している感染症対策物品（資料1「避難所感染症対策物品リスト」参照）を準備します。

#### (3) 「一般避難者スペース」・「発熱者等専用スペース」の準備

避難所開設前に、事前に検討した部屋割り及びレイアウトを基に、「一般避難者スペース」及び「発熱者等専用スペース」を準備します。

##### ① 一般避難者スペース

（P. 7「区画方法ごとのレイアウト」、P. 8「一般避難者スペースのレイアウト(例)」、P. 18「避難者名簿記入・受付 イメージ」参照）

- 一般避難者スペースの入口外側に資料5「一般避難者スペース 案内」を掲示する。
- 一般避難者スペース内の入口付近に、避難者名簿記入用及び避難者名簿受付用の机を設置し、それぞれの机に案内看板（資料8「避難者名簿記入 案内」・資料9「避難者名簿受付 案内」）を掲示する。
- 避難者名簿記入用の机に、避難者名簿及び筆記用具を準備する。
- 避難者名簿受付用の机に、避難者名簿（一覧表）及び筆記用具を準備する。
- 飛沫感染防止パネルがあれば、避難者名簿受付に設置することが望ましい。
- 避難者が入る前に、事前に検討したレイアウトのとおり各部屋に養生テープ、ブルーシート等で区画を明示する。
- 明示した区画を図面に落として各区画に番号を付し、避難者名簿受付で管理する。避難者名簿受付の際に、各避難者の区画割り振りに使用する。

## ② 発熱者等専用スペース

(P. 9「発熱者等専用スペースのレイアウト(例)」参照)

- 発熱者等専用スペースの入口外側に資料6「発熱者等専用スペース 案内」を掲示する。
- 発熱者等専用スペースには、パーティションを設置する。
- パーティションは、発熱者等専用スペースへの設置を優先するが、少しでも多くの方が避難できるよう、一般避難者スペースにおいても積極的に活用する。
- トイレや洗面所等も含めて発熱者等専用スペースと一般避難者スペースとの分離を確認する。
- 発熱者等専用スペースと一般避難者スペースの動線が交わらないことを確認する。また、動線は一方通行が望ましい。

## (4) 「入所受付」の準備

避難所を開設し、避難者を受け入れる前に入所受付を準備します。

(P. 16「入所受付 イメージ」参照)

- 風雨のため、屋外で長時間避難者を待たせておくことが適当でない場合は、テントの設営を検討する。
- 机を必要数配置する。(手指消毒・マスク配布・体温測定用、健康状態問診用)
- アルコール消毒液、配布用マスク、非接触型体温計、様式1「受付時健康状態チェックシート」、筆記用具を準備する。
- 避難者自らが行動できるよう、案内看板(資料7「入所受付 案内」・資料11「マスク着用・アルコール消毒・2m間隔協力依頼 チラシ」)を設置する。
- 受付前の列が密集状態とならないよう、養生テープ等を用いて、2m間隔で並ぶ位置を明示する。
- 飛沫感染防止パネルがあれば、健康状態問診用の机に設置することが望ましい。
- 入所受付のフローを考える際は、全体として避難者が滞留して密にならないよう配慮する。



## (5) 避難所開設・受付担当者の感染防護具の着装

避難所開設・受付に当たる市職員、地域住民（自主防災組織・町内会等）、施設管理者等は、避難所開設前に、担当する任務に応じた感染防護具を着装します。

- 担当する任務に応じた感染防護具は、資料2「避難所運営にあたり場面ごとに想定される装備」を参照し、可能な範囲で着装する。
- 感染防護具の着装・離脱手順は、資料3「感染防護具着装・離脱要領」を参照し、2人組を作って協力して着装する。



入所受付担当者



発熱者等専用スペース担当者、清掃・消毒担当者



- ※ 避難所に備蓄する感染防護具には数に限りがあるため、ガウン、フェイスシールド等は可能な範囲で再利用していただくようお願いします。
- ※ 汚損した場合は、適切に廃棄して下さい。
- ※ ガウンが不足する場合は、ビニール製のレインコートでも代用可能です。

## (6) 案内・注意喚起チラシの掲示

避難所内における感染症対策を徹底するため、下表の注意喚起チラシをよく見える適切な場所に、養生テープ等で掲示します。

(※ 避難所開設前に掲示が困難な場合は、入所受付、避難者名簿記入・受付、部屋割り等の必要最低限の案内・チラシを掲示し、他の場所は避難所開設後人員が確保できた段階で掲示します。)

資料 No.	案内・チラシの種類	掲示場所	コミセン配置数	公立学校等配置数
資料 5	一般避難者スペース 案内	一般避難者スペース入口	1	2
資料 6	発熱者等専用スペース 案内	発熱者等専用スペース入口	1	2
資料 7	入所受付 案内	入所受付	1	2
資料 8	避難者名簿記入 案内	避難者名簿記入場所	1	2
資料 9	避難者名簿受付 案内	避難者名簿受付	1	2
資料 10	感染症対策への協力依頼 チラシ	避難者スペース内・入所受付	2	4
資料 11	マスク着用・アルコール消毒・2m間隔協力依頼 チラシ	入所受付・アルコール消毒液設置場所・避難者スペース内	3	6
資料 12	正しい手洗い チラシ	トイレ手洗い・調理場	3	6
資料 13	咳エチケット チラシ	避難者スペース内	2	4
資料 14	トイレの流し方 チラシ	トイレ個室	3	6
資料 15	ごみの捨て方 チラシ	避難者スペース内・ごみ箱置場	2	4



## 2 避難所開設

### (1) 入所受付

入所受付において、避難者各々の感染症対策を徹底するとともに、避難者の健康状態を確認し、感染の疑いのある避難者を早期発見し、他の避難者と分離します。

(P. 16「入所受付 イメージ」参照)

#### ●担当者を2人以上配置する。

##### ①アルコール手指消毒・マスク配布・体温測定担当

##### ②健康状態問診・受付時健康状態チェックシート記入担当

※ さらに多くの人員を入所受付に配置できる場合は、健康状態問診を2箇所とし、入所受付における避難者の密集を防止する。

#### ●避難者に世帯ごとに2m間隔で並んでもらう。

### ①アルコール手指消毒・マスク配布・体温測定担当

#### ●アルコール手指消毒液により、消毒をしてもらう。

#### ●マスクを着用していない避難者にマスクを配布し、着用を促す。

#### ●非接触型体温計により額で体温を測定し、健康状態問診担当に伝える。

### ②健康状態問診・受付時健康状態チェックシート記入担当

#### ●様式1「受付時健康状態チェックシート」に①から聞いた体温を記入する。

#### ●チェックシートに沿って、氏名・年齢の聴取、健康状態の問診を行う。

#### ●「一般避難者スペース」・「発熱者等専用スペース」のどちらに避難するかを判断し、チェックシートにレ点を記入する。

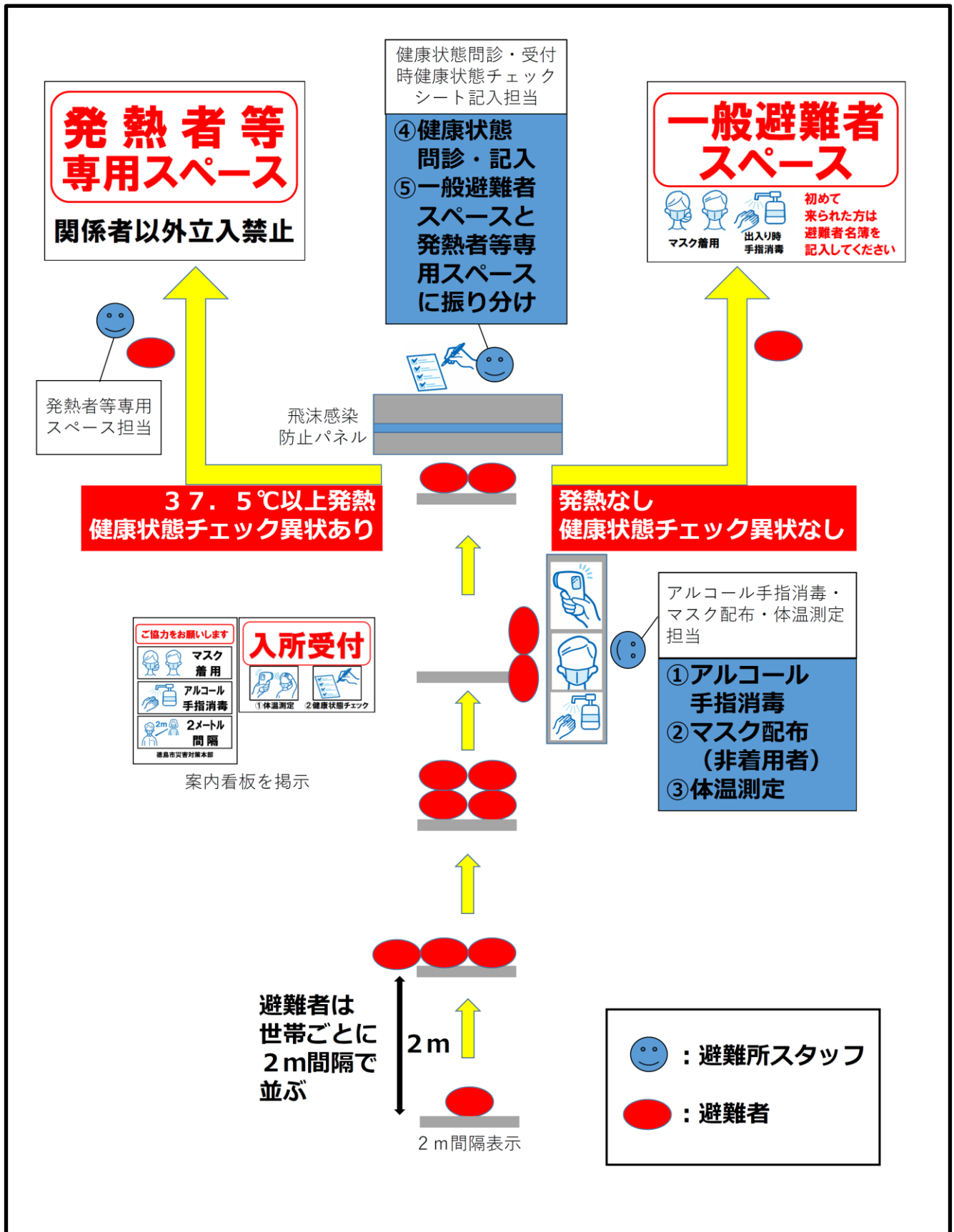
#### ●37.5℃以上の発熱がある、又はチェックシートに該当項目がある避難者は、「発熱者等専用スペース」の担当者に案内を引き継ぎ、様式1を担当者に手渡す。

#### ●発熱及び健康状態チェックシートの該当項目がない避難者は、「一般避難者スペース」へ進むよう案内し、様式1を手渡し、避難者名簿受付で避難者名簿と併せて提出するよう説明する。

様式1		記入日/時	
避難所へ来た方へ		年	月
		日	時
受付時健康状態チェックシート			
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、避難所の入所受付時の健康状態チェックシートに記入をお願いします。			
氏名	年齢	性別	職
住所	体温		て
電話番号			
【健康状態チェック】			
※ 下記の項目は必ずチェックしてください。			
● 発熱・微熱・熱っぽい	ある	ない	
● 吐き・のどの痛み・たん・くしゃみ	ある	ない	
● 体のだるさ	ある	ない	
● 咳や痰の発生・気管支炎	ある	ない	
● 嘔吐・吐瀉	ある	ない	
● 下痢	ある	ない	
※ 2週間以内、新型コロナウイルス等の感染症が流行している地域や海外に行きましたか？	はい	いいえ	
※ 2週間以内、新型コロナウイルス等の感染症と長期接触しましたか？	はい	いいえ	
※ その他（発熱や体調等で気になることがあれば書いて下さい。）			
避難先指定（自由記入）	<input type="checkbox"/>	一般避難者スペース	
担当者（自由記入）	<input type="checkbox"/>	発熱者等専用スペース	



【入所受付 イメージ】



## (2) 入所受付で発熱・体調不良者が発生した場合の対応

入所受付で、37.5℃以上の発熱がある、又は健康状態チェックシートに該当項目がある避難者が発生した場合は、速やかに次の対応を取ります。

- 発熱・体調不良者の対応は、必ず感染防護具を着装した担当者が実施する。
- 発熱・体調不良者が発生した場合は、速やかに「発熱者等専用スペース」へ案内する。
- 症状、経過、既往歴等を聴取した上で、速やかに徳島市災害対策本部（設置されていない場合は徳島市危機管理課）へ連絡する。

**徳島市災害対策本部 088-621-5010**

**徳島市危機管理課 088-621-5529**

- 市災害対策本部は、医療機関の受診、医療機関への搬送について、徳島保健所と調整を行う。
- 医療機関受診までは、「発熱者等専用スペース」で待機させ、他の避難者と接触させない。

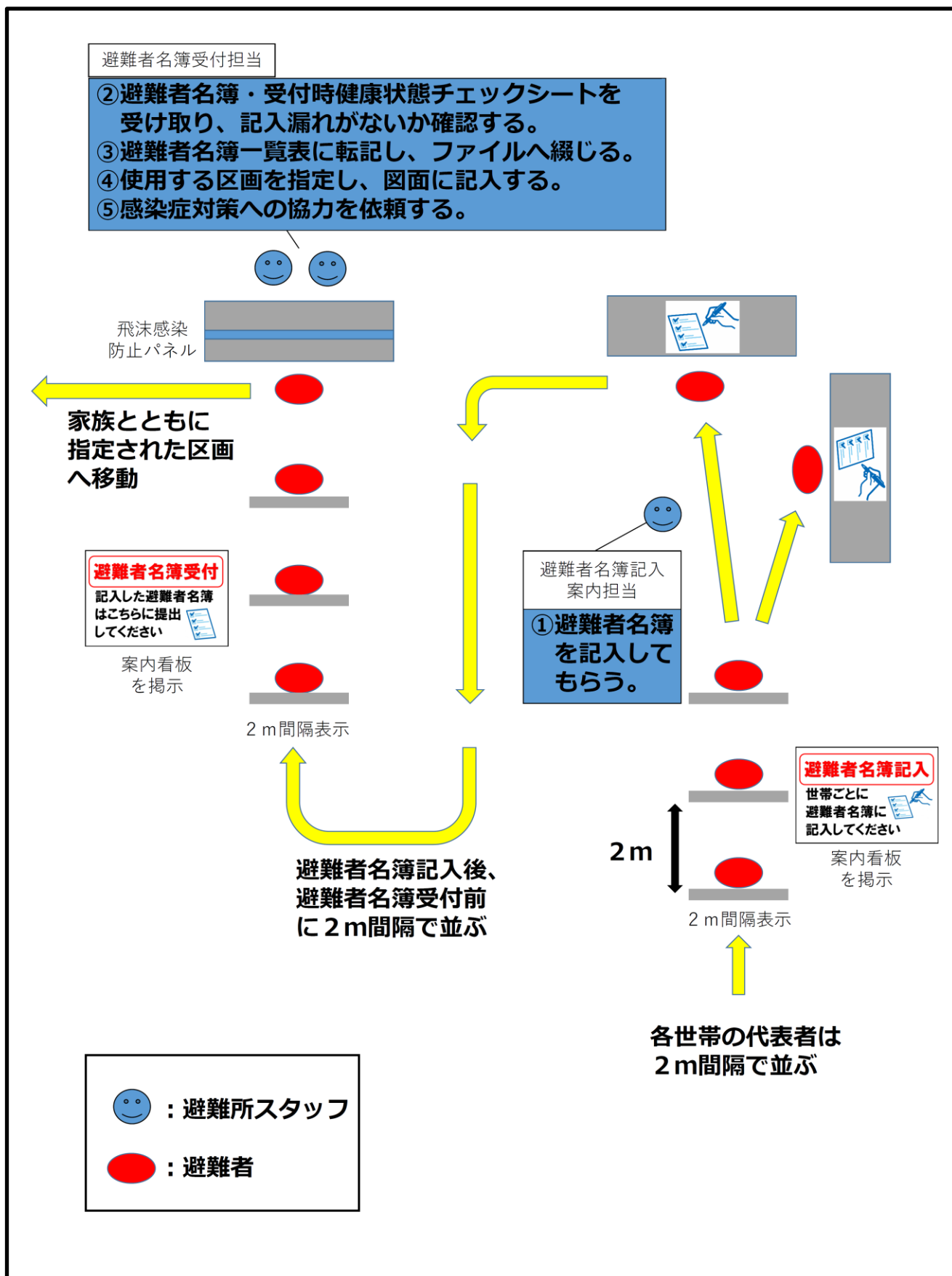
## (3) 避難者名簿の記入～避難者名簿の受付

一般避難者スペースに初めて入った避難者については、①「避難者名簿記入」→②「避難者名簿受付」の順に進むよう案内します。

（P. 18「避難者名簿記入・受付 イメージ」参照）

- 各世帯の代表者のみ避難者名簿記入の列に2m間隔で並んでもらう。
- 各世帯1枚避難者名簿に記入してもらい、記入後、避難者名簿受付の列に2m間隔で並んでもらう。
- 避難者名簿受付で、避難者名簿・**様式1**「受付時健康状態チェックシート」を受け取り、記入漏れがないか確認する。特に、避難所で感染者が出た場合等は、連絡する必要があることから、避難者名簿の連絡先は必ず確認する。
- 避難者名簿一覧表に転記するとともに、2つの様式をファイルに綴じて、避難者名簿受付で管理する。
- 世帯人数に応じた区画を割り当て、事前に作成した図面に世帯主氏名を記入しておく。
- 避難者名簿受付時に、口頭で避難所における感染症対策への協力を依頼する。  
（**資料10**「感染症対策への協力依頼 チラシ」参照）

## 【避難者名簿記入・受付 イメージ】



避難者名簿（運営マニュアル本編に様式あり）

**資料3 避難者名簿**

避難所名:		居住グループ	
入所年月日	年 月 日	性別	男・女
ふりがな 世帯主氏名	年齢	年齢	歳
		世帯状況	家族状況
資格・特技	所属自治会		
住所	車	車種	ナンバー
	ペット	有（種類） 無	
電話番号	携帯番号		
緊急連絡先 ※必ず記入し てください	氏名		
	住所		
	電話番号		
家族構成	氏名	続柄	性別
避難者名簿の掲示・公開 ※1 同意する・同意しない			
その他、特に申告する必要があること（負傷、疫病の状況や特別な配慮が必要であるなど）			
※ 避難者名簿の掲示・公開に同意されない場合でも、親類縁者の方からの個別の安否確認の問い合わせには応じる場合があります。			
退所状況		退所年月日	
住所		年 月 日	
退所後連絡先	住所		
	電話番号	携帯番号	
備考 入所継続家族等ありましたら、記入してください。			

様式1「受付時健康状態チェックシート」

様式1

記入日時	
年 月 日 ( )	
時 分	

避難所へ来られた方へ

**受付時健康状態チェックシート**

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、避難所の入所受付時の健康状態チェックにご協力をお願いいたします。

ふりがな	年齢	歳
氏名	体温	℃
住所		
電話番号		

【健康状態チェック】

① 次の症状はありますか

● 発熱・微熱・熱っぽい	ある・ない
● せき・のどの痛み・たん・くしゃみ	ある・ない
● 体のだるさ	ある・ない
● 味やにおいを感じられない	ある・ない
● 嘔吐・吐き気	ある・ない
● 下痢	ある・ない

② 2週間以内に、新型コロナウイルス等の感染症が流行している地域や海外に行きましたか？

はい・いいえ

③ 2週間以内に、新型コロナウイルス等の感染者と長時間接触しましたか？

はい・いいえ

④ その他（持病や体調等で気になることがあれば書いて下さい。）

\_\_\_\_\_

避難先判定（レ点を記入）  一般避難者スペース

担当者（ ）  発熱者等専用スペース

避難者名簿一覧表

避難者名簿一覧表									
避難所名「 _____ 」									
No.	氏名	フリガナ	年齢	性別	入所日	退所日	住所	電話	備考
				男・女	/	/			
				男・女	/	/			
				男・女	/	/			
				男・女	/	/			
				男・女	/	/			
				男・女	/	/			
				男・女	/	/			
				男・女	/	/			
				男・女	/	/			
				男・女	/	/			
				男・女	/	/			
				男・女	/	/			
				男・女	/	/			
				男・女	/	/			
				男・女	/	/			
				男・女	/	/			
				男・女	/	/			
				男・女	/	/			
				男・女	/	/			

(4) 避難者数の管理

避難者名簿一覧表により避難者数を管理し、当該避難所の収容人数の半数を限度として避難者を受け入れます。

●避難者が多数となり、収容人数の半数を超過することが予想される場合は、早期に市災害対策本部に連絡し、近隣の指定避難所及び補助避難所の追加開設を依頼する。

### 第3章 初動期以降の対応

#### 1 「一般避難者スペース」における運営の留意点

##### (1) 避難所全体の感染症対策

避難所全体として、次のとおり感染症対策を講じます。

#### ① アルコール消毒液の設置

- アルコール手指消毒液を各入口前、トイレ前等に設置するとともに、設置場所には資料 11 「マスク着用・アルコール消毒・2 m 間隔協力依頼 チラシ」を掲示し、アルコール手指消毒を含めた感染症対策への協力を促す。

#### ② 出入り時の体温チェック

- 入所受付を継続し、避難所に人の出入りがある度に、体温と体調を確認する。
- 発熱者・体調不良者が発生した場合は、入所受付時と同様の対応を取る。

#### ③ 保健・衛生班の配置、巡回チェックの実施

- 避難所運営協議会による避難所運営に移行した後は、衛生環境について指導する「保健・衛生班」を避難者（住民）の中から選任する。
- 市職員、保健師、保健・衛生班が定期的に避難所内を巡回チェック（様式 3 「避難所感染症対策巡回チェック表」を使用）し、避難所内の感染症対策、衛生管理等を確認し、必要があれば是正、注意喚起する。

#### ④ 避難所全体での体調管理

- 避難者全員に様式 2 「健康状態チェック表（1 週間）」を配付し、毎日 3 回（朝・昼・夜）の体温測定・体調確認を避難所全体で実施する体制を作る。
- 1 日 3 回時間を決めて、拡声器等でアナウンスをするとともに、体温計を持参していない避難者に対しては、非接触型体温計を持って巡回測定する。
- 体温の巡回測定と併せて、発熱がある、チェック表の症状に該当項目がある、体調が悪い等があれば、市職員等に速やかに申し出るよう周知徹底する。
- 市職員、避難所運営スタッフも同様に体温測定・体調確認を継続して行う。

様式 2 健康状態チェック表（1 週間）  
各日で毎日健康状態をチェックしましょう。下記の症状が出た場合は、速やかに避難所の市職員等に申し出て下さい。

名前	性別	所属	備考	市職員	保健師	衛生班	巡回	チェック	結果
氏名									
月日（曜日）	／	／	／	／	／	／	／	／	／
体温 ※できるだけ毎日同じ時間帯に測ってください。	朝	・	昼	・	夜	・	朝	・	昼
	・	・	・	・	・	・	・	・	・
	・	・	・	・	・	・	・	・	・
発熱（38.5℃以上）	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない
呼吸器（咳、痰、息苦しい）	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない
頭痛の症状	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない
嘔吐・下痢（半日以上続く）	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない
喉痛、紅腫	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない
その他	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない
その他	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない
その他	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない



## ⑤ 換気の実施

- 風雨、気温等の状況で支障がない場合は、常時全ての窓を開放し、換気を行う。
- 常時開放が困難な場合でも、1時間に1回10分程度、窓を全開する定期的な換気を実施する。
- 施設にある扇風機を借用できる場合は、窓の方向に向けて空気を循環させる。

## ⑥ トイレ使用時の注意点

- トイレ使用时、履き物を履き替えられるよう、スリッパ等を用意する。
- タオルの共用を避けるため、手洗い場にタオルは配置しない。
- 洋式トイレ使用後は、ウイルス等飛散防止のため、便座のふたを閉じて流すよう注意喚起する。(資料14「トイレの流し方 チラシ」を洋式トイレ個室に掲示)

## ⑦ 食料・物資配給時の注意点

- 食料・物資の配給は、グループ毎に配給時間をずらすとともに2m間隔を空けて並んでもらう等、配給場所で避難者が密集しないよう配慮する。
- 食料・物資は、直接手渡さず、アルコール手指消毒をした上で、机に置いた物を避難者自ら取ってもらうこととし、接触感染を防止する。

## ⑧ 避難所内の清掃・消毒

- 清掃・消毒の際には、感染防護具を適切に装着する。
- 手すり、ドアノブ、スイッチ等の人々が手を触れる箇所は適宜消毒する。
- トイレや洗面所は、1日最低2回の清掃及び消毒をする。
- トイレの床、ドアノブ、水洗トイレのレバー等は、重点的に清掃・消毒する。
- 消毒は、避難所開設時に市が配布する次亜塩素酸ナトリウム液を使用する。
- 次亜塩素酸ナトリウム液を作成する場合は、資料4「0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方」を参照し、作成する。

## ⑨ ごみの回収・廃棄

- 各世帯にごみ袋(小)を配布し、空気を抜いて縛った上で、共用のごみ箱へ捨てるよう周知徹底する。(資料15「ごみの捨て方 チラシ」による注意喚起)
- 特に使用済のマスク、手袋等は、直接触れることのないよう注意して廃棄する。
- ごみを収集する担当者は、手袋、マスク、フェイスシールド等の感染防護具を着装して回収に当たる。手袋、マスクを脱いだ後は、必ず石けんと流水で手を洗った上で、アルコール手指消毒を徹底する。

## (2) 避難者各々の感染症対策

市職員、避難所運営協議会の保健・衛生班、住民グループのリーダー等が中心となって、避難者各々で次の感染症対策を実施してもらうよう、協力を依頼します。

### ① マスク着用・咳エチケットの励行

- 常時、マスクを着用する。(夜間における睡眠中も可能な範囲で着用)
- 咳エチケットを励行する。(資料 13「咳エチケット チラシ」による注意喚起)
- マスク着用により熱中症の危険性が高まることから、「喉が渇いた」と感じる前にこまめな水分補給と塩分補給をするよう注意喚起する。

### ② 手洗い・アルコール手指消毒の徹底

- 「一般避難者スペース」からの出入り時、トイレ後、飲食前後、マスク着脱の前後、ドアノブ等の共有部分に触れた後は、こまめに実施する。
- アルコール消毒は、手を乾かしてから使用する。
- 汚れた手で、無意識に目や口を触らないように注意する。
- 正しく手洗いを行い、タオルの共用は避ける。(資料 12「正しい手洗い チラシ」による注意喚起)

### ③ ソーシャルディスタンス2mの確保

- 他の人とソーシャルディスタンス2mを空ける。
- 特に会話をする際は、2m間隔を空け、マスクを着用したまま会話する。

### ④ 避難者各々による体調管理

- 毎日3回体温を測定して、様式2「健康状態チェック表(1週間)」に記録するとともに、チェック表に沿って自己チェックを実施する。
- 発熱がある、チェック表の症状に該当項目がある、体調が悪い等があれば、市職員等に速やかに申し出る。

### ⑤ 食事時の注意点

- 飛沫飛散を最小限にするため、「一般避難者スペース」の各世帯の区画以外で食事をとらない。
- 「新しい生活様式」の実践として、対面での着座による食事を回避する。

### ⑥ 身の回りの清掃・消毒

- 各自で避難所の物品や身の回りの物等は定期的に清掃・消毒し、避難所の衛生環境を適切に維持する。

## 2 「発熱者等専用スペース」における運営の留意点

「発熱者等専用スペース」においては、「一般避難者スペース」における留意点を遵守することに加えて、次の点に留意して運営に当たります。

### ① 発熱・体調不良者の早期医療機関受診に向けた調整

- 「発熱者等専用スペース」における発熱・体調不良者の待機は、医療機関受診までの一時待機とし、早急に医療機関の受診、医療機関への搬送が実施できるよう災害対策本部と調整する。

### ② 「発熱者等専用スペース」の運営従事者

- 「発熱者等専用スペース」の運営は、できるだけ限られた人員で行うこととし、応急救護所が開設され参集した医師・看護師等が従事可能な場合、市から派遣された保健師が従事可能な場合は対応を依頼する。

### ③ 発熱・体調不良者への協力依頼

発熱・体調不良者には、次の点について説明し、協力を求める。

- 原則、「発熱者等専用スペース」内の指定したスペースで滞在し、「一般避難者スペース」には入らないで下さい。
- トイレは、「発熱者等専用スペース」の近くの「(専用トイレを指定)」のトイレを使用して下さい。  
または、専用スペースに設置した災害用簡易トイレを使用して下さい。
- 常時マスク着用・咳エチケットの励行、手洗い・アルコール手指消毒の徹底をするとともに、他の人とは十分に距離を空けて下さい。
- 「健康状態チェック表（1週間）」に沿って、体温・健康状態のチェックを1日3回行い、症状に変化があった場合は、速やかに市担当者等に申し出て下さい。

### ④ 食料・物資等の配給

- 食料・物資等の配給は、避難者に取りに来てもらうのではなく、担当者が避難者の所まで搬送する。

### ⑤ 使用スペースの清掃・消毒

- 発熱者・体調不良者が病院へ搬送された後は、感染防護具を着用の上、次亜塩素酸ナトリウム液等を用いて、使用したスペースの清掃・消毒を実施する。

### 3 避難所滞在者から感染者が発生した場合の対応

避難所滞在者が医療機関受診後、新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明した場合は次のとおり対応を取ります。

#### ① 濃厚接触者の早期割り出し・医療機関受診

- 感染が判明した方の濃厚接触者に当たる避難者等がいるかを調査し、濃厚接触者がいる場合は、早急に発熱者等専用スペースへ移動させるとともに、他の発熱者等専用スペース滞在者と可能な限り分離する。
- 市災害対策本部は保健所と連携の上、早急に医療機関を受診できる体制をとる。

#### ② 使用スペースの消毒

- 使用スペースの消毒方法等について、市災害対策本部の指示を仰ぐ。
- 市災害対策本部は保健所と連携の上、早急に消毒担当者等を派遣する。
- 消毒が完了するまでは、当該部分の使用は避け、必要があれば他の避難所への避難者の移送等について、市災害対策本部と協議する。

### 4 人権保護の推進

新型コロナウイルス等の感染症は誰もが感染する危険性があります。避難所において、差別や誹謗中傷等の人権侵害行為が発生しないよう、次の対策を講じます。

- 市職員、施設管理者、避難所運営スタッフは、新型コロナウイルス等の感染症に対する正しい理解を深め、差別や誹謗中傷を助長させるような言動を慎む。
- 特に発熱者等専用スペースで滞在する避難者については、感染者と扱われ、差別や誹謗中傷の対象となる危険性が高いことから、個人情報の取扱いに注意し、他の避難者に安易に漏らさない。
- 人権侵害行為が発生した場合に備え、相談窓口、ホットライン等の情報について周知をする。

みんなの人権 110 番	0 5 7 0 - 0 0 3 - 1 1 0
子どもの人権 110 番	0 1 2 0 - 0 0 7 - 1 1 0
女性の人権ホットライン	0 5 7 0 - 0 7 0 - 8 1 0
外国人人権相談ダイヤル	0 5 7 0 - 0 9 0 - 9 1 1
徳島市人権推進課	0 8 8 - 6 2 1 - 5 1 6 9

## 5 車中泊避難者への対応

避難所内での感染リスクを懸念して、グラウンド等での車中泊を希望する避難者が出てくる可能性があります。

車中泊避難者については、次のとおり対応します。

- 施設管理者に確認し、駐車場所を指定して車両相互の距離を十分に空けて駐車するよう案内する。
- 他の避難者同様、健康状態チェック表及び避難者名簿への記入を求める。
- 様式2「健康状態チェック表（1週間）」を配布し、健康状態の自己チェックを行うよう促す。
- 定期的に巡回を行い、熱中症やエコノミークラス症候群について注意喚起を行う。
- 食料・物資配給に係る情報提供を実施し、代表者に取りに来てもらうよう説明する。避難所内に入る際は、体温測定及びアルコール手指消毒を徹底する。

## 6 避難所の閉鎖に向けて

### (1) 区画割りの見直し

避難者の減少に伴い、一般避難者スペース内の各世帯の区画割りを見直します。

区画を広げる、区画同士の間隔を広げる、パーティションの配置を見直す等の方法により3密を避け、より感染リスクを低減するよう検討します。

### (2) 避難所施設の清掃・消毒

避難所閉鎖後は、原状復旧して返却する必要があることから、使用した部分の清掃・消毒を市職員、避難者が協力して実施します。

感染防護具を着用の上、次亜塩素酸ナトリウム液等を使用し、施設内の清掃・消毒を実施します。

